

雇用・労働分野の助成金を知ろう

～アフターコロナを見据えて～

昨年1月に国内感染者が初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の兆しが見えていませんが、この間、不動産事業に携わる方々は、テナントの退去、賃料の減額など厳しい事業環境が続く中で、必死に対応策を講じてこられたと思います。一方、数々の公的支援策も打ち出され、これらはハトマーク支援機構のホームページでも見ることができます。

主要な支援策の一つである経済産業省・中小企業庁管轄の「持続化給付金」は、本年2月で申請受付が終了しましたが、厚生労働省管轄の「雇用調整助成金」は、数次にわたる規模の拡大、要件の緩和、手続きの簡素化を経て今日に至っています（ただし、本年6月17日の厚生労働省の発表では、コロナの影響に伴う特例措置の継続について9月以降は未定としています）。さらに本年2月には、売上げの回復が見込めない事業主が在籍型出向によって従業員の雇用を守ることを支援する「産業雇用安定助成金」も創設されています。

「雇用調整助成金」をはじめとする雇用・労働分野の助成金は、コロナ禍以前から制定されており、厚生労働省のホームページからはパンフレットもダウンロードできます。

詳細版 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000763045.pdf>

簡略版 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000758206.pdf>

これらの助成金の多くは、手続きや要件が煩雑で、申請から受給まで時間がかかります。また、「雇用調整助成金」が休業手当を支払ったことを要件として受給できるように、まず支出があつて、それを補填する形で受給が行われるという「後払い」的な要素もあり、申請には二の足を踏む事業主の方も多いのではないのでしょうか。

しかし、アフターコロナを見据えて、これらの助成金の全体像を把握しておくことも大切ではないかと思えます。助成金の内容は多岐にわたるため、パンフレットを見ても手続きや支給額がわかりづらいのも確かです。助成金の体系は次の表のとおりですが、これらの中で、現実的かつ比較的ハードルが低いものを数点取り上げ、その概要をご紹介します。

(注) 2021年4月1日現在の制度の概要を記載していますが、さらに細かな要件などがある場合もあり、実際の申請に当たっては注意が必要です。

雇用・労働分野の助成金（厚生労働省管轄）一覧

①雇用関係助成金

A 雇用維持関係の助成金	1 雇用調整助成金	2 産業雇用安定助成金
B 再就職支援関係の助成金	3 労働移動支援助成金	
C 転職・再就職拡大支援関係の助成金	4 中途採用等支援助成金	
D 雇入れ関係の助成金	5 特定求職者雇用開発助成金	7 地域雇用開発助成金
	6 トライアル雇用助成金	
	8 障害者作業施設設置等助成金	14 人材確保等支援助成金
	9 障害者福祉施設設置等助成金	15 通年雇用助成金
E 雇用環境の整備関係等の助成金	10 障害者介助等助成金	16 65歳超雇用推進助成金
	11 職場適応援助者助成金	17 高齢労働者処遇改善促進助成金
	12 重度障害者等通勤対策助成金	18 キャリアアップ助成金
	13 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	
F 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金	19 両立支援等助成金	
G 人材開発関係の助成金	20 人材開発支援助成金	21 職場適応訓練費

②労働条件等関係助成金

A 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金	1 業務改善助成金
B 労働時間の設定改善を支援するための助成金	2 働き方改革推進支援助成金
C 受動喫煙防止対策を支援するための助成金	3 受動喫煙防止対策助成金
D 産業保健活動を支援するための助成金	4 産業保健関係助成金
E 最新の安全規格に適合するための補助金	5 既存不適合機械等更新支援補助金
F 高齢者の安全衛生確保対策を支援するための補助金	6 エイジフレンドリー補助金
G 溶接ヒューム濃度測定のための補助金	7 有害物ばく露防止対策補助金
H 退職金制度の確立等を支援するための助成	8 中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

高年齢者や障害者などの就職困難者を、ハローワーク、民間の職業紹介事業者（適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者）などの紹介によって、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる（65歳以上に達するまで継続雇用し、かつ、継続雇用期間が2年以上）事業主に対して助成されます。

支給額は次のとおりです。

対象労働者		支給額	助成対象期間
短時間労働者以外	①高年齢者、母子家庭の母など	60万円	1年
		50万円	1年
	②重度障害者などを除く身体・知的障害者	120万円	2年
		50万円	1年
	③重度障害者など	240万円	3年
短時間労働者	④高年齢者、母子家庭の母など	100万円	1年6ヵ月
		40万円	1年
	⑤重度障害者などを含む身体・知的・精神障害者	30万円	1年
		80万円	2年
		30万円	1年

※上段：中小企業事業主、下段：中小企業事業主以外

※高年齢者：60歳以上65歳未満の者

※短時間労働者：1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

就業規則や労働協約によって、次のいずれかに該当する制度を実施した事業主に対し、1事業主につき1回限り助成されます。

- (1) 65歳以上への定年引上げ
- (2) 定年の定めの廃止
- (3) 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
- (4) 他社による継続雇用制度の導入（申請事業主が雇用している65歳以上の者であって、定年後に雇用されることを希望する者を、その定年後に他の事業主が引き続き雇用することにより雇用を確保する制度の導入）

支給額は次のとおりです。

- (1) 65歳以上への定年の引上げ、(2) 定年の定めの廃止

措置内容	定年の引上げ			定年の定めの廃止
	65歳	66～69歳		
【●】			[5歳未満]	[5歳以上]
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円

- (3) 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳		70歳以上
	[4歳未満]	[4歳]	
10人未満	15万円	40万円	80万円
10人以上	20万円	60万円	100万円

- (4) 他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳		70歳以上
	[4歳未満]	[4歳]	
支給上限額	5万円	10万円	15万円

※【●】：60歳以上雇用保険被保険者数

※ []：引上げ幅

キャリアアップ助成金（正社員化コース）

就業規則や労働協約に規定した制度に基づいて、非正規雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換した事業主や、派遣労働者を正規労働者として直接雇用した事業主に対して助成されます。

支給額は次のとおりです。

対象労働者	転換の形態	1人当たり支給額
派遣労働者以外	①有期→正規	57万円≪72万円≫
		42万7,500円≪54万円≫
	②有期→無期	28万5,000円≪36万円≫
		21万3,750円≪27万円≫
	③無期→正規	28万5,000円≪36万円≫
		21万3,750円≪27万円≫
派遣労働者	④有期→正規	①に28万5,000円≪36万円≫を加算
		①に28万5,000円≪36万円≫を加算
	⑤無期→正規	③に28万5,000円≪36万円≫を加算
		③に28万5,000円≪36万円≫を加算

※上段：大企業以外、下段：大企業

※有期：有期雇用労働者（期間の定めのある労働契約を締結する労働者）

※無期：無期雇用労働者（期間の定めのない労働契約を締結する労働者）

※≪ ≫内は「生産性要件」を満たした場合

この助成金には、①転換後6ヵ月間の賃金を、転換前6ヵ月間の賃金より3%以上増額させていること（2021年度からは、賞与を含めることができなくなりました）、②有期雇用労働者から転換する場合は、雇用された期間が通算して3年以内の者に限られること、③この制度を適用することを約束して雇い入れられた労働者でないことなどの要件があるほか、キャリアアップ計画を作成して所轄労働局長の認定を受けなければならないなど、上で取り上げた2つの助成金とは異なる運用面での煩雑さがありますが、ひとたびキャリアアップ計画の認定を受ければ何度でも申請できる現実的な制度といえます。

なお、「生産性要件」とは、助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性（付加価値を雇用保険被保険者数で除したもの）」が所要の伸びを示していることをいい、これを満たした企業に対し、助成額または助成率を割増するものです。

ここでご紹介した助成金は、**最寄りのハローワークまたは労働局（労働基準監督署）**において申請を行うこととなりますので、ご不明な点は、これら諸機関にお問い合わせください。

社会保険労務士有資格者
1級ファイナンシャル・プランニング技能士
中小企業診断士

小野 隆良